新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 令和３年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進  事業費補助金交付要綱  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、令和３年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  附則  １　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 | 令和２年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進  事業費補助金交付要綱  第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。) 第24条の規定に基づき、令和２年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。  附則  １　この要綱は、令和２年12月23日から施行する。  ２　この要綱は、令和４年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条第６号から第10号まで、第９条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  　この要綱は、令和３年３月22日に施行する。 |
| 新 | 旧 |
| 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | １ 補助対象事業 | ２ 基準額 | ３ 補助対象経費 | ４ 補助率 | | 参加施設のシステムの接続に係る事業 | 23,311,000円  ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。  病院(情報提供) 6,973千円  病院(情報参照)　550千円  診療所(情報提供)660千円  診療所(情報参照)110千円  病院・医科診療所（画像連携）　 　 　　1,100千円  歯科診療所　 　110千円  薬局　　　　 　330千円  介護事業所　　　55千円 | 委託料 | 定額 |   別表第２（第５条－第７条関係）  以下（略） | 別表第１（第３条関係）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | １ 補助対象事業 | ２ 基準額 | ３ 補助対象経費 | ４ 補助率 | | 参加施設のシステムの接続に係る事業 | 44,726,000円  ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。  病院(情報提供) 6,973千円  病院(情報参照)　550千円  診療所(情報提供)660千円  診療所(情報参照)110千円  病院・医科診療所（画像連携）　 　 　　1,100千円  歯科診療所　 　110千円  薬局　　　　 　330千円  介護事業所　　　55千円 | 委託料 | 定額 |   別表第２（第５条－第７条関係）  以下（略） |